

総合治水週間
5/15～5/21

雨水を活用しよう



◎問い合わせ 都市整備課 ☎0561・56・0745

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑には、雨水を地下に浸透させ、河川への雨水の流出量を抑える働きがあります。しかし、開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われてしまうと、短時間で多くの雨水が河川へ流れ、洪水や浸水の危険性が高まります。

浸水、洪水被害を防ぐための総合治水対策

浸水や洪水を防ぐための河川の改修や雨水貯留浸透施設の設置、浸水や洪水が起こった際の避難警戒体制の確立などを併せて実施し、被害の軽減を図ることを「総合治水対策」といいます。東郷町を含む境川流域では、昭和52年から総合治水対策を行い、洪水被害のない安全なまちづくりを推進しています。

●総合治水パネルの展示

総合治水について知っていただくために、図や写真を用いたパネル展示を行います。ぜひご覧ください。

- 期間 6月16日(金)～22日(木)
- 場所 役場1階ロビー

●雨水貯留タンク設置費補助金

治水事業の一環として、雨水貯留タンクの購入、設置に補助金を交付しています。
交付には申請が必要です。申請前に都市整備課までご相談ください。

対象者	東郷町内の自身が所有する建物に雨水貯留タンクを設置する人
対象費用	地上据え置き型100ℓ以上の雨水貯留タンク（新品、市販品）、附帯設備（配管など）の購入、設置にかかる費用
補助金額	対象費用に1/2を乗じた金額（1,000円未満切り捨て）、上限15,000円

まちの人口と世帯 一令和5年3月31日現在一

人口 43,903人(40) 男 22,099人(5) 女 21,804人(35) 世帯数 18,296世帯(92) ()内は対前月比

町内の交通事故状況(3月)

死亡 0人(1人) 重傷 0人(1人) 軽傷 6人(34人) ()内は今年の累計

東郷町税等納期限一覧

納期月	納期限	町県民税 (普通徴収)	軽自動車税 (種別割)	固定資産税 都市計画税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	下水道事業 受益者 負担金	保育料
5月	5月31日(水)	—	全期	—	—	—	—	—	5月

注 納期限を過ぎると延滞金がかかります。また、納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状が送付されます。

注 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、財産調査や滞納処分(差押等)の対象となります。

注 金融機関で大量の硬貨を使用して納付する場合、取扱手数料が発生する場合があります(詳しくは各金融機関へお問い合わせください)。

※スマートフォン決済で納付ができます。

納付書に記載された納期限内であれば、電子決済アプリ「LINE Pay」「PayPay」「PayB」「auPay」「FamiPay」で時間と場所を選ばず町税や保険料などを納付できます。

対象 町県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、保育料

必要 スマートフォンなどのモバイル端末、納付書（バーコードの印字があるもの）

方法 事前に登録した電子決済アプリにより、スマートフォンなどのカメラで納付書に印字されているバーコードを読み取り、納付手続きをします。スマートフォン端末などのインターネット接続費用やパケット代は利用者負担です。



詳しくは町ホームページをご覧ください